

[事案 28-326] 保険料払込免除請求

・平成 29 年 10 月 2 日 裁定終了

<事案の概要>

心臓病により疾病障害状態が 180 日以上継続したことを理由に、保険料の払込免除を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 18 年 6 月に契約した終身保険について、以下の理由により、保険料払込免除を適用してほしい。

- (1) 診断書によると、心臓疾患重症度区分の③（身体活動を制限する必要がある心臓病患者。家庭内の極めて温和な活動では何でもないが、それ以上の活動では心不全症状または狭心症症状がおこるもの）、心臓疾患検査所見区分の⑧（心電図で、心房細動または粗動所見があり、心拍数に対する脈拍数の欠損が 10 以上のもの）に該当し、障害状態も 180 日以上継続していると記載されている。
- (2) 保険払込免除事由に該当するか否かは、主治医が提出する診断書のみを判断材料とすべきである。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 診断書では、心臓疾患重症度区分③以上の状態が継続していた期間が定かでなく、また心臓疾患検査所見区分について、所定の区分のいずれに該当しているか判断がつかなかった。そこで、主治医に確認した結果、少なくとも〔心臓疾患検査所見区分〕については、所定の区分のいずれにも該当しないことが判明した。
- (2) 診断書の記載内容によっては、保険料払込免除事由の該当可否を判別できないこともある。その場合は、主治医に病状を確認したうえで最終的な判断を行っており、こうした運用は、正確な判断のために必要なものである。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面（診断書、医療証明書等を含む）にもとづく審理の他、申立人の病状について確認するため、主治医に質問状を出し、回答を得た。なお、申立人が希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人は心臓疾患検査所見区分に関し保険料払込免除の条件に該当するとは認められず、保険会社は診断書のみで保険料払込免除の該当有無を判断すべきとも認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。